・成田市都市公園条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
別表第1
その1　略
その2　占用料
<table>
<tr><th colspan="2">工作物等の区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">第1種電柱</td><td rowspan="7">1本につき1年</td><td>740円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2種電柱</td><td>1,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3種電柱</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第1種電話柱</td><td>660円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2種電話柱</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3種電話柱</td><td>1,400円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の柱類</td><td>66円</td></tr>
<tr><td colspan="2">共架電線その他上空に設ける線類</td><td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td><td>6円</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下に設ける電線その他の線類</td><td>3円</td></tr>
<tr><td colspan="2">変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水道管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの</td><td>外径が0.07メートル未満のもの</td><td rowspan="4">長さ1メートルにつき1年</td><td>34円</td></tr>
<tr><td>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</td><td>49円</td></tr>
<tr><td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td><td>74円</td></tr>
<tr><td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td><td>99円</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第1
その1　略
その2　占用料
<table>
<tr><th colspan="2">工作物等の区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">第1種電柱</td><td rowspan="7">1本につき1年</td><td>850円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2種電柱</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3種電柱</td><td>1,700円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第1種電話柱</td><td>760円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2種電話柱</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3種電話柱</td><td>1,600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の柱類</td><td>76円</td></tr>
<tr><td colspan="2">共架電線その他上空に設ける線類</td><td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td><td>7円</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下に設ける電線その他の線類</td><td>4円</td></tr>
<tr><td colspan="2">変圧塔その他これに類するもの</td><td>1個につき1年</td><td>1,500円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水道管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの</td><td>外径が0.07メートル未満のもの</td><td rowspan="4">長さ1メートルにつき1年</td><td>38円</td></tr>
<tr><td>外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの</td><td>54円</td></tr>
<tr><td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td><td>81円</td></tr>
<tr><td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td><td>100円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

現行				改正案			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		140円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		160円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		190円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		210円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		340円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		380円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		490円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		540円
	外径が1メートル以上のもの		990円		外径が1メートル以上のもの		1,000円
通路，鉄道，軌道，公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		1平方メートルにつき1年	1,300円	通路，鉄道，軌道，公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		1平方メートルにつき1年	1,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	550円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	630円
公衆電話所			1,300円	公衆電話所			1,500円
略				略			
標識		1本につき1年	1,000円	標識		1本につき1年	1,200円
食糧，医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの		1平方メートルにつき1年	1,300円	食糧，医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの		1平方メートルにつき1年	1,500円
環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの			1,300円	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの			1,500円
防火用貯水槽で地下に設けられるもの			1,300円	防火用貯水槽で地下に設けられるもの			1,500円

現行			改正案		
蓄電池で地下に設けられるもの		1,300円	蓄電池で地下に設けられるもの		1,500円
国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの		1,300円	国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの		1,500円
橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの		1,300円	橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの		1,500円
警察署の派出所及びこれに附属する工作物等		1,300円	警察署の派出所及びこれに附属する工作物等		1,500円
天体，気象又は土地観測施設		1,300円	天体，気象又は土地観測施設		1,500円
工事用板囲い，足場，詰所その他の工事用施設	1平方メートルにつき1月	180円	工事用板囲い，足場，詰所その他の工事用施設	1平方メートルにつき1月	170円
土石，竹木，瓦その他の工事用材料の置場		180円	土石，竹木，瓦その他の工事用材料の置場		170円
略			略		

その3　広告物表示使用料

区分	単位	金額
広告物の表示	表示面積1平方メートルにつき1月	180円
略		

その3　広告物表示使用料

区分	単位	金額
広告物の表示	表示面積1平方メートルにつき1月	170円
略		